

令和5年度 学校運営・教育指導の重点

幼稚園・認定こども園、小・中学校、義務教育学校

神奈川県教育委員会

県教育委員会では、本県の教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」に基づき、めざすべき人間力像「思いやる力」「たくましく生きる力」「社会とかかわる力」の育成に向け、各学校において今年度、重点的に取り組んでいただきたい事項を「令和5年度 学校運営・教育指導の重点」として整理し、中でも次の5点を今年度の「重点課題」として設定しました。

この「重点課題」は全教職員に周知し、組織的な学校運営・教育指導に取り組んでください。

【令和5年度 重点課題】

1 困難を抱える子どもへの支援

→p.3「教育相談体制の充実」

すべての子どもから、気になる様子、抱える困難を早期に把握し、適切な支援につなぐため、専門人材であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと協働し、「かながわ子どもサポートドック」の取組を進め、積極的・組織的な相談・支援に取り組みましょう。

2 ICT利活用の推進

→p.6「ICTの利活用の推進」

1人1台端末を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組みましょう。

3 教員の働き方改革

→p.2「教育の働き方改革の推進」

ワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、子どもたちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行うため、業務分担の適正化、年次休暇等の取得の促進、外部人材の有効活用など、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に沿って取組を進めましょう。

4 コンプライアンスの徹底・不祥事防止

→p.2「コンプライアンスの徹底・不祥事防止」

児童・生徒等が安心して通い学ぶことができる学校づくりを進めるため、「神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針」の遵守徹底を図り、不祥事の未然防止に努めましょう。

5 部活動地域移行の推進

→p.9「部活動の充実」

中学校及び義務教育学校後期課程においては、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制を整えるとともに、休日部活動の地域移行についても検討しましょう。

各学校の運営に当たっては、以下の「令和5年度 学校運営・教育指導の重点」を踏まえ、コロナ禍から段階的に日常体制に近づけるための感染症対策を徹底するとともに、学びを充実し、求められる資質・能力の向上に取り組んでください。

【令和5年度 学校運営・教育指導の重点】

- I 学校運営の重点 1 「地域とともにある学校づくり」の推進 2 「ともに生きる社会」の実現に向けた取組
II 教育指導の重点 1 幼稚園・認定こども園 2 小・中学校、義務教育学校

I 学校運営の重点

1 「地域とともにある学校づくり」の推進

「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、「地域とともにある学校づくり」を進め、学校運営や教育活動の改善・充実の好循環を生み出していきたいと思います。

(1) 家庭・地域との協働の推進

教育課程の充実・改善

- 園や学校での教育によって、子どもたちは「何ができるようになるか」「そのために何を、どのように学ぶか」「何が身に付き、何が課題か」などについて、家庭や地域と、そして何よりも、子どもたち自身と「対話」を重ね、めざす方向性を共有しましょう。

地域との相互交流

- 地域の様々な方が学校の教育活動に参加したり、子どもたちが地域活動に参加したりするなど、地域との相互交流の充実を図りましょう。

コミュニティ・スクール及び小中一貫教育

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、県内各地の公立学校等で、学校運営協議会を設置したコミュニティ・スクールの取組が進んでいます。また、小・中学校がめざす子ども像を共有し、9年間を一貫した教育課程を編成して、それに基づき行う小中一貫教育の取組も広がっています。こうした家庭や地域と連携・協働した取組を参考にしましょう。

(2) 信頼と期待に応える学校づくりと安全・安心な環境づくり

コンプライアンスの徹底・不祥事防止

- 児童・生徒等が安心して通い学ぶことができる学校づくりを進めるため、「神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針（令和3年9月）」の遵守徹底を図り、不祥事の未然防止に努めましょう。

教職員の人格的資質・情熱、指導力（課題解決力・授業力）の向上

- 県教育委員会「神奈川県をめざすべき教職員像の実現に向けて（令和5年1月改定）」等を活用し、管理職は校内の人材育成に、教職員は研修等を通じて自らの人格的資質・情熱、指導力の向上に取り組ましましょう。

教員の働き方改革の推進

- ワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、子どもたちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行うため、業務分担の適正化、年次休暇等の取得の促進、外部人材の有効活用など、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針（令和2年4月改訂）」に沿って取組を進めましょう。

安全で安心な学校

- 保護者・地域住民と連携した避難訓練、不審者対応の訓練など、子どもたちへの安全教育や、安全管理・配慮に努めましょう。新型コロナウイルス感染症に係る対応を踏まえることも必要です。

また、文部科学省「学校事故対応に関する指針（平成28年3月）」等を踏まえ、学校安全計画や危機管理マニュアル等の見直しを行い、日ごろからの安全点検や、緊急対応を想定した教職員研修等に努めましょう。

さらに、教科等の指導における教材・教具の安全配慮等、教育活動を行う際の事故防止、食物アレルギー等への対応等について十分に留意しましょう。

2 「ともに生きる社会」の実現に向けた取組

共生社会の実現に向けて、子どもたち一人ひとりのニーズに適切に対応し、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び、共に育つインクルーシブ教育を推進していきましょう。

学校では、自分とは異なる多くの考えや意見にふれ、それらを互いに尊重し合い、違いをいかした協働的な学びを通して、主体的に深く学ぶことができる教育活動に取り組みましょう。

人権教育の推進

- ・ 幼児・児童・生徒の発達の段階に応じて、人権に関する理解を深め、人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を推進しましょう。
- ・ 例えば、性的マイノリティや外国につながるある子どもたち等に対する偏見が、いじめ等の様々な人権課題につながることで、また、コロナ禍において、新たな偏見、差別等が生じる可能性があることなどを、教職員がしっかりと認識することが大切です。教育活動全体で人権擁護の視点に立った学校づくりに取り組みましょう。

配慮を必要とする子どもへの支援

- ・ 障がいのある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、県教育委員会「かながわ特別支援教育推進指針（令和4年3月）」も踏まえて必要な支援体制や環境を整え、教材や指導方法を工夫・検討しながら指導に当たりましょう。
保護者との連携により個別の支援計画とともに個別の指導計画を作成し、必要な配慮を他教科等の担当とも共有し、翌年度の担任等に引き継ぎをするなど着実に取り組みましょう。
- ・ また、例えば、医療的ケアが必要な子どもや、外国につながるある子ども、性的マイノリティの子ども、起立性調節障害の子ども、ヤングケアラーの子ども、不登校の子どもなど、配慮を必要とする子どもに寄り添い、きめ細かな支援を行いましょう。

教育相談体制の充実

- ・ 「周囲に相談できない」、「声を上げられない」子どもを含め、すべての子どもから、気になる様子、抱える困難を早期に把握し、適切な支援につなぐ「かながわ子どもサポートドック」の仕組みにより、教育相談コーディネーターを中心として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと協働し、関係機関や地域人材と連携するなど、教育相談体制を充実させ、支援を進めましょう。

「SOSの出し方に関する教育」

- ・ 国の自殺総合対策大綱の中では、「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」の推進が掲げられています。
学校等では、県教育委員会「児童・生徒の自殺予防に向けたこころサポートハンドブック（令和4年3月改訂）」等を活用し、子どもたちや地域の実情を踏まえつつ、授業等の一環として、この「SOSの出し方に関する教育」を少なくとも年1回実施するなど、積極的に推進しましょう。

「支援シート」を活用した連携の推進

- ・ 自らの力では解決することが難しい課題を抱える子どもたち一人ひとりを支えるために、「支援シート」（個別の支援計画）を活用し、子どもと保護者を中心に、関係する機関が連携を図り、課題解決に向けてチームで取組を進めましょう。

<参考> 県教育委員会「つなぐ 切れ目ない支援『支援シート』の活用（令和2年3月）」

特別支援学校のセンター的機能の活用、交流及び共同学習の推進

- ・ 特別支援学校との連携を深め、センター的機能を有効に活用していきましょう。また、学校内の交流及び共同学習、特別支援学校との交流及び共同学習、特別支援学校の児童・生徒の居住地交流などの、交流及び共同学習を計画的・組織的に実施することにより、地域の子どもの相互理解を促進しましょう。

問題行動や不登校等への対応に関して

- ・ いじめ・暴力行為等の問題行動や、不登校に対しては、表面化した事象への対応だけにとどまらず、行為の背景に様々な要因があることを踏まえ、個別の状況に応じた指導・支援を行いましょう。
- ・ いじめアンケートや学校生活アンケートなどを有効に活用し、「周囲に相談できない」、「声を上げられない」子どもを含め、すべての子どもから、気になる様子、抱える困難を早期に把握し、早い段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関・団体等と連携したチームで多様なかわりによる支援を行いましょう。

「いのちの授業」の更なる推進

- ・ 園や学校では、あらゆる教育活動を通して、子どもたちが「いのち」のかけがえのなさや、互いに支え合って共に生きることの大切さなどを実感する、様々な「いのちの授業」を実践しています。
今後も「いのちの授業」の更なる充実を図るとともに、こうした取組が家庭や地域でも推進されるよう、保護者や地域の方への啓発に努めましょう。
- ・ また、子どもたち自らが、いじめ問題について考え、話し合うといった「いのちの授業」の充実を図りましょう。

<参考> 県教育委員会「かながわ『いのちの授業』ハンドブック（平成30年12月改訂）」「概要版リーフレット（令和4年1月改訂）」

II 教育指導の重点

1 幼稚園・認定こども園

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な役割を担っています。子どもの発達を長期的な視点でとらえ、小学校以降の教育へのつながりを意識しながら、幼児の発達や地域の実態に応じた教育課程や全体計画を編成しましょう。

＜参考＞ 県教育委員会「教育課程編成の指針（平成30年1月更新版）」
「就学前教育に関する指導資料（平成30年3月）」

幼児期の教育

- ・ 「環境を通して行う教育」を基本とし、5つの領域での総合的な指導を行う中で「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力・人間性等」を、一体的に育てていきましょう。

知識及び技能の基礎

- ▶ 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、わかったり、できるようになったりする

思考力・判断力・表現力等の基礎

- ▶ 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする

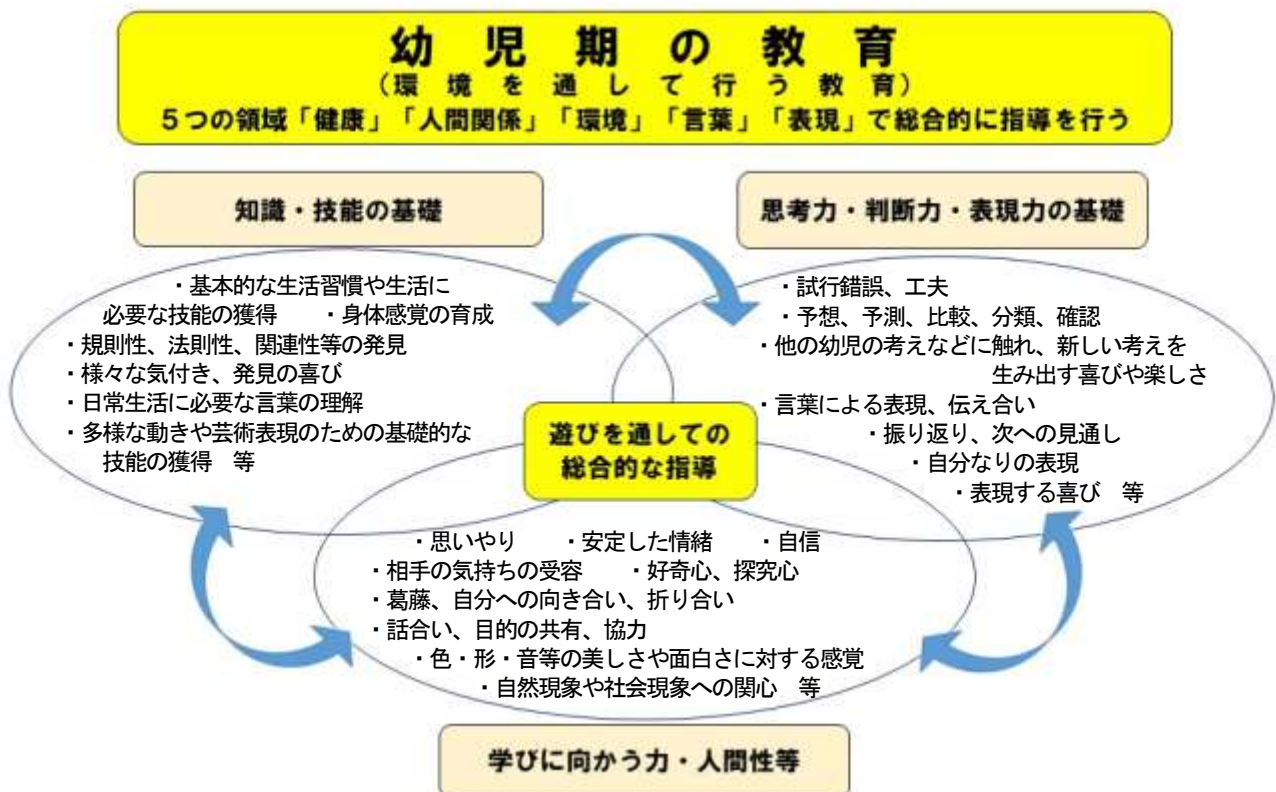
学びに向かう力・人間性等

- ▶ 心情、意欲、態度が育つ中で、より良い生活を営もうとする

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」のイメージを園内で共有し、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意しながら、教育課程等について話し合きましょう。

- ▶ 健康な心と体
- ▶ 自立心
- ▶ 協同性
- ▶ 道徳性・規範意識の芽生え
- ▶ 社会生活とのかかわり
- ▶ 思考力の芽生え
- ▶ 自然とのかかわり・生命尊重
- ▶ 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- ▶ 言葉による伝え合い
- ▶ 豊かな感性と表現



協同する経験

- ・ 小学校以降の共に学び合う学習の芽生えとなるよう、幼児が、友だちとかかわる中で、互いの思いや考えを共有し、共通の目的に向けて考えたり、工夫したりするなどの協同の活動を多く経験し、仲間と協力したからできた喜びや一体感などを十分に味わえるようにしましょう。

道徳性・規範意識の芽生え

- ・ 幼児が、生活や遊びの中で起こる様々な葛藤を経験する中で、してよいことと悪いことに気付いたり、相手の立場に立って行動したり、自分の気持ちを調整して友だちと折り合いを付けたりしながら、ルールやマナーを守ることの大切さを実感する機会を設けましょう。

言語活動の充実

- ・ 幼児が、身近な親しい人とかかわりや、絵本や物語等に親しむ中で、様々な言葉や表現を身に付けられるようにしましょう。
- ・ また幼児が、心動かす体験を通して感じた思いや自分が考えたこと等を言葉で伝えたり、相手の話に興味を持って聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しめるようにしましょう。

健康な心と体づくり

- ・ 幼児期は、体の諸機能の調整力が最も大きく伸びるため、運動全般の基本的な動きを身に付けやすい時期です。また、戸外での運動遊びは、体力・運動能力の向上に加え、心や感覚などの総合的な成長に効果があると言われています。
進んで体を動かそうとする意欲を育てるとともに、「いのち」を守る指導等、健康で安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けさせる取組を積み重ねていきましょう。
- ・ また、県教育委員会「かながわオリンピック・パラリンピック教育学習教材改訂版（令和4年3月）」を活用するなどして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で得たものをレガシーとして継承するかながわらしいオリンピック・パラリンピック教育を推進しましょう。

食育の推進

- ・ 園では、幼児の食べ物への興味や関心を高め、自ら進んで食べようとする気持ちが育つよう、環境や教員のかかわりを工夫しましょう。

安全教育の推進

- ・ 幼児が、日常生活の場面で、危険な場所、危険な遊び方などがわかり、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けることができるようにしましょう。
また、災害時などの行動の仕方については、教職員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、危険な状態を発見したときには教職員や保護者など近くの大人に伝えることができるようにしましょう。

支援教育の充実

- ・ 保護者との連携の下、ケース会議の実施、特別支援学校や関係機関等との連携、支援のための個別の支援計画や個別の指導計画の作成など、教育相談コーディネーターを中心に、園として組織的な対応・支援を行いきましょう。

小学校教育との連携・接続

- ・ 園から小学校へと円滑な接続を図るためには、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」などを、互いに理解し、共有することが大切です。
そのために、園と小学校が連携して、児童一人ひとりの多様性に配慮しながら、すべての子どもに学びや生活の基盤を育むことをめざす「幼保小の架け橋プログラム」の実施に取り組み、この時期の教育の充実を図っていきましょう。
- ・ 小学校においても、生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の取組を充実させ、授業時間や指導法、環境構成等の工夫を行い、幼児期に育まれた資質・能力を確実に小学校での学びにつなげていきましょう。

預かり保育

- ・ 預かり保育は、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請等に応じて、園が、希望者を対象に行う教育活動です。
実施の際には、園の管理責任の下、適切な指導体制を整備した上で、家庭との緊密な連携を図り、幼児の生活リズムや心身の負担に配慮しながら、教育課程と関連させた計画を作成しましょう。

家庭・地域との連携、子育ての支援

- ・ 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会へと次第に広がっていきます。幼児の生活全体を豊かにし、健やかな成長を確保していくためには、まず、家庭との連携を十分に図り、幼児の家庭生活と、園での生活との連続性を保つことが必要です。
家庭との連携では、園の教育方針等を保護者に丁寧に伝えたり、日々の具体的な様子を互いに伝え合ったり、子育てに関する情報交換の機会を設けるなど、幼児の成長の姿を伝え合ひましょう。
- ・ また、幼稚園・認定こども園は、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすことが求められます。保護者や地域の要請等を踏まえ、子育てについての相談や情報提供、保護者同士の交流の機会を提供するなど、積極的な子育ての支援を行いきましょう。

2 小・中学校、義務教育学校

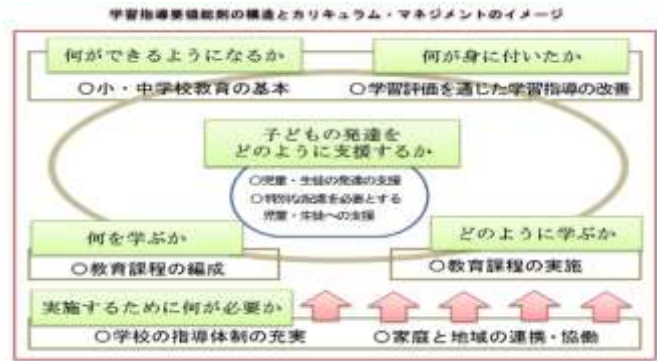
学校では、児童・生徒一人ひとりに「生きる力」を育むため、校種間のつながりを十分に踏まえ、適切な教育課程を編成し、「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体」の調和のとれた育成をめざした教育活動を推進しましょう。

カリキュラム・マネジメントの充実

<参考>

県教育委員会「教育課程編成の指針（平成30年1月更新版）」

- ・ 園や学校で、教育目標（重点目標）に基づく、めざす子ども像について、社会に開かれた教育課程を実現するために、保護者・地域住民だけでなく、児童・生徒とも共有しましょう。
- ・ これまでの教育課程の実施状況から成果と課題を明確にし、より充実した教育課程の編成・実施に努めましょう。
- ・ 幼・小・中・高そして社会へと続く学びのつながりを踏まえ、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を育みましょう。



(1) 「確かな学力」の向上

全国学力・学習状況調査の活用

- ・ 本県では、これまでの全国学力・学習状況調査の結果から、「理由を記述する」「考えを持つ」「説明する」などの自分の考えを文章等で表現することにおいて課題が見られています。
- ・ 調査結果の分析によると、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表する機会を設けている学校ほど、各教科の平均正答率が高い傾向にあります。
- ・ 今後も、全国学力・学習状況調査結果や、県教育委員会「かながわの学びの充実・改善のために（令和4年11月）」等を有効に活用しながら、校内研修の一層の充実や小・中学校9年間を見通した教育を進め、児童・生徒の学ぶ意欲を高めながら、日々の授業を工夫していきましょう。

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

- ・ 児童・生徒の資質・能力を育むために、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点で授業改善を進めましょう。
授業では、学習の見通しを明確に示し、習得した知識や技能を活用して課題解決を図るため、話し合っ
て考えを広げたり深めたりするとともに、児童・生徒自身が、学んできた過程を振り返る機会を設定し、次の学習に向けての意欲を高められるようにしましょう。

指導と評価の一体化

- ・ 児童・生徒の学習状況を適切に把握し評価したことを、指導の改善につなげていくことが大切です。
また、児童・生徒の学習改善につながるよう、授業で、できているところや改善できそうなところがどこか児童・生徒自身にフィードバックし、学習を調整していくことができるようにすることも必要です。

- ・ 学習評価の妥当性・信頼性を高めるために、育成をめざす資質・能力や評価規準及び評価方法・評価場面等を明確にした指導計画の作成に努めるとともに、評価方法等の不断の見直しに、学校全体で組織的・計画的に取り組みましょう。
- ・ 各学校では、学習評価の考え方や学習・指導の改善のプロセスを児童・生徒や保護者と共有し、正しい理解が得られるように努めましょう。

<参考> 県教育委員会「カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価 学習評価資料集（令和2年3月）」「教職員向けリーフレット（令和2年3月改訂）」「令和4年度版 児童・生徒、保護者の皆様へ公立小学校・中学校における学習評価」

ICTの利活用の推進

- ・ 1人1台端末を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組みましょう。

ESD（持続可能な開発のための教育）の推進

- ・ ESDは、持続可能な開発目標（SDGs）の達成につながるものです。学校では、児童・生徒が、持続可能な社会の担い手となるために必要な資質・能力を身に付けることができるよう、教育課程を編成し、ESDを推進しましょう。

学校評価を踏まえた学校運営の充実

- ・ 学校では、学校運営の組織的・継続的な改善や、学校の状況に関する保護者等との共通理解のために、教育活動等について学校評価を行いましょう。
- ・ また、その結果の公表・説明により、保護者・地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めましょう。

小学校高学年教科担任制の充実

- ・ 小学校では、推進協力校を中心に、特定教科の専科指導と学級担任間の授業交換を行う、高学年教科担任制の取組を進めています。
- ・ 小学校では、時間割等の工夫を図りながら、複数の教員がチームとして一人ひとりの児童にかかわることができる体制を整え、組織的な指導力・対応力の向上に努めましょう。

(2) 豊かな人間性の育成

「いのちの授業」の更なる推進 (再掲)

- ・ 学校では、あらゆる教育活動を通して、子どもたちが「いのち」のかけがえのなさや、互いに支え合って共に生きることの大切さなどを実感する、様々な「いのちの授業」を実践しています。
今後も「いのちの授業」の更なる充実を図るとともに、こうした取組が家庭や地域でも推進されるよう、保護者や地域の方への啓発に努めましょう。
- ・ また、子どもたち自らが、いじめ問題について考え、話し合うといった「いのちの授業」の充実を図りましょう。

<参考> 県教育委員会「かながわ『いのちの授業』ハンドブック(平成30年12月改訂)」「概要版リーフレット(令和4年1月改訂)」

道徳教育の充実

- ・ 学校教育目標をもとに、育てたい子ども像を明確にした目標を設定し、道徳教育推進教師を中心として教科等と密接な関連を図りながら、組織的に道徳教育の全体計画や「道徳科」の年間指導計画を見直し、改善を図るなど、道徳教育を計画的に推進しましょう。
- ・ 「特別の教科 道徳」の授業においては、道徳的諸価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的にとらえ、自己の(人間としての)生き方についての考えを深めることが大切です。

体験活動の充実

- ・ 自然体験や社会体験、ボランティア活動等、児童・生徒の人間関係形成、社会参画、自己実現を促すような体験活動の充実を図りましょう。そのために、外部の機関や地域の団体と連携を図り、積極的な支援の下、体験活動を推進しましょう。

(3) 健康・体力づくり

健康で活力ある生活習慣の確立

- ・ 活力ある生活を送るために、児童・生徒が「健康3原則(運動・食事・休養及び睡眠)」を意識しながら、規則正しい生活習慣を確立できるよう、家庭や地域と連携した取組を進めましょう。

体力・運動能力の向上

- ・ 体力・運動能力の向上は、児童・生徒が生涯を通じて健康で活力にあふれた生活を送る上で必要です。

学校では、定期健康診断や新体力テスト等の結果を活用するなどして、児童・生徒が自らの健康や体力に関心を持ち、積極的に運動やスポーツに親しむ態度を養いましょう。

- ・ また、県教育委員会「かながわオリンピック・パラリンピック教育学習教材改訂版(令和4年3月)」を活用するなどして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で得たものをレガシーとして継承するかながわらしいオリンピック・パラリンピック教育を推進しましょう。

実践的な健康教育の推進

- ・ 児童・生徒を取り巻く社会環境等の変化により、性・エイズ教育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、がん教育、食育の推進等、様々な取組の必要性が指摘されています。

学校では、これらの課題に対し児童・生徒が実践力を身に付けられるよう家庭・地域、関係機関等と連携・協力し取組を進めましょう。

また、生命の尊さを学び、生命を大切にす教育、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育を推進し、子どもたちを性暴力・性被害の当事者や傍観者にさせない、「生命(いのち)の安全教育」を進めましょう。

安全教育の推進

- ・ 学校では、児童・生徒が日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力の育成をめざしましょう。
- ・ 災害安全に関しては、児童・生徒が様々な災害安全時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにしましょう。

(4) キャリア教育の推進

児童・生徒一人ひとりのキャリア形成

- ・ 幼・小・中・高を通して教育活動全体で基礎的・汎用的能力を育むというキャリア教育の理念を踏まえ、学校では、児童・生徒一人ひとりが自らの学びや生き方を考え、学ぶ意義や大切さを実感できるよう関連の取組を系統的に整理し実施することが重要です。
- ・ 児童・生徒が自らの学びの見通しを立てて振り返り、自己の変容や成長を記録する「キャリア・パスポート」の活用を進め、校種間の引き継ぎを行いましょう。

<参考> 県教育委員会「かながわキャリア教育指導資料(令和2年3月)」

「政治的教養を育む教育」の充実

- ・ 教育基本法第14条第1項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」と示されています。児童・生徒に政治的教養を育むことは、学校教育の責務の一つです。

その際、政治そのものの仕組みや政策について学ぶだけではなく、児童・生徒の発達の段階に応じて、身近な問題から現実社会の諸問題までを自分のこととしてとらえ、話し合い、意思を決定する過程を大切に社会参画につなげていくことが重要です。

- ・ 学校では、こうした視点から、各教科・領域の授業や学級活動、児童・生徒会活動、学校行事等の教育活動のねらいや内容、指導方法等を、改めて見直していきましょう。
- ・ 各学校においては、教育基本法第14条第2項を厳守するとともに、一人ひとりの教職員が教育公務員特例法に則り、政治的中立性を確保した上で、職務に当たるよう改めて徹底をお願いします。

＜参考＞ 県教育委員会『「小・中学校における政治的教養を育む教育」指導資料（平成29年3月）」平成29年度～令和3年度実践協力校 指導事例集』

（5）グローバル化に対応した教育の推進

国際理解教育の推進

- ・ グローバル化が急速に進展する中で、これからを生きる児童・生徒が、異文化や、異なる文化を持つ人々を受容し共生しながら、自国の伝統・文化に根ざした自己を確立するとともに、自分の考えや意見を発信し、具体的に行動できる資質・能力を育成する教育の充実を図りましょう。

＜参考＞ 県教育委員会「外国につながるのある児童・生徒への指導・支援の手引き（改訂版）～多文化共生社会を目指して～（令和2年7月）」

外国語教育の推進

- ・ 学校では、小・中・高を通じた一貫した学びを重視し、児童・生徒が外国語を使って何ができるようになるのかという視点の目標（CAN-DOリスト）を設定し、「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「書くこと」の五領域の言語活動を通して、児童・生徒が多様な文化を理解・尊重することや、目的・場面・状況等に応じて外国語でコミュニケーションを図るための資質・能力の育成に努めましょう。

（6）きめ細かな児童・生徒指導の推進

児童・生徒指導の推進

- ・ 学校で、すべての児童・生徒が自己肯定感を持ち、意欲を培うことができるよう、学級づくりや授業づくり等の充実を図るとともに、問題行動や不登校等の未然防止、早期発見・解決に努めましょう。
- ・ 長期化するコロナ禍により、児童・生徒の不安やストレスといった内面の困難や、家庭環境の困難は、一層増加していると考えられます。またそれらの困難は、自覚しづらく、自らSOSを出しづらく、周囲からは見えづらいものです。全教職員が児童・生徒の心身の健康状態の把握に努め、日常の何気ない

場面からも、児童・生徒の生活や状況の変化に気付こうとする姿勢を持つ必要があります。

＜参考＞ 県教育委員会「児童・生徒指導ハンドブック（小・中学校版）（平成30年6月）」

授業づくりと学級づくり

- ・ 児童・生徒は、学校生活のほとんどを占める授業において、自分たち一人ひとりが大事にされていると実感する中で、教員への信頼が増し、その言葉に耳を傾けるようになります。教員は児童・生徒一人ひとりが持ち味を発揮できるような不断の授業改善に努めましょう。
- ・ また学級を、児童・生徒一人ひとりにとって居心地が良く、豊かな人間関係が形成された集団に育てていくことが重要です。「児童・生徒の出番があり、役割がある」「学級をより良くしていくための話し合い活動がある」。こうした学級活動を丁寧に行うことで、学級集団に、互いの個性を持ち味として認め合える支持的な風土を醸成していきましょう。

そして、人の話をしっかりと聞く、互いを注意し合える、一部のわがままや理不尽な言動に対して「それは違う」とはっきり言える、といったマナーや規範を育てていきましょう。

厳しくも温かい児童・生徒指導

- ・ 児童・生徒が人とかかわる中で、社会のルールを知り、身に付けることは、児童・生徒指導の大切なねらいの一つです。社会で許されない行為は、学校でも許されないことを徹底しましょう。
- ・ その際、教職員は、「だめなことはだめ」としっかりと教える厳しさと、児童・生徒の気持ちを十分に受け止める温かさの両面からかかわることが重要です。この「厳しさ」や「温かさ」と、気持ちを聴こうとしない「冷たさ」や、事を見過ごしてしまう「甘さ」とを、混同しないようにしましょう。
- ・ 教職員は年齢や性別、経験、性格、体力、指導技術など様々です。同じ指導でも、児童・生徒の受け取り方、浸透の度合いは異なることから、互いの持ち味が最大限に生かせるよう、教職員同士が風通し良く、チームとして支え合える関係を築き、学校全体で厳しくも温かい児童・生徒指導を推進しましょう。

気付くこと・見逃さないこと

- ・ 教職員は、日常の何気ない場面からも児童・生徒の生活や状況の変化を読み取ろうとする姿勢を持つことが大切です。アンケート調査や個人面談等により早い段階で課題を把握することに加えて、子どもの表情や教室の掲示物の状態にまで気を配るなど、児童・生徒が発する微細なサインに敏感になりましょう。
- ・ また、児童・生徒を多角的・多面的に理解するためにも、複数の教職員が互いの学級の様子について、常に情報共有し、意見交換に努めましょう。

迅速なチーム対応と継続した支援

- ・ 問題が発生した際には、チームとして迅速かつ適切に対応しましょう。また、関係の保護者への連絡・相談も欠かせません。こうしたチーム対応を推進するためには、校長のリーダーシップの下、児童・生徒指導担当や教育相談コーディネーターの役割が重要です。
- ・ さらに、問題行動や不登校等の背景には、子どもの発達にかかわる課題や、家庭や生育に関する課題など、様々な要因が複雑に絡み合っており、学校だけでは解決が困難な事例が多くあります。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの協働等により、警察、児童相談所、相談・医療・保健・福祉等の関係諸機関と連携し、多様なかかわりによる支援を粘り強く続けましょう。また、地域の社会教育関係団体やNPO等の民間団体などとの協働も有効です。

家庭・地域との協働

- ・ 児童・生徒の社会性や規範意識は、家庭や学校に加えて、地域の大人たちと様々なかかわりを持つ中で育まれていくものです。「地域とともにある学校づくり」を進め、地域の大人が主体的に子どもとかかわる機会の拡大に努めましょう。

いじめ防止対策の推進

- ・ いじめ防止対策推進法等に基づき、学校いじめ防止基本方針に則った取組を進めましょう。
中でも、いじめの未然防止のためには、児童・生徒が積極的にいじめ防止にかかわる取組や、家庭・地域に学校いじめ防止基本方針を周知する取組を推進することが重要です。
そのために学校は、家庭や地域に対して、児童・生徒指導の基本方針や計画、対応方法等をあらかじめ周知し、保護者や地域の方の理解や協力を得るよう努めましょう。
- ・ また、いじめ防止の取組は、学校教育全体で行う道徳教育の充実が必要であるとともに、週1時間の

道徳科において、例えば、いじめを傍観している子の当事者意識を養うような、いじめを題材にした教材等を通し、いじめについて話し合い考えることが重要です。

- ・ いじめ等の防止に資するソーシャルスキル・トレーニング等について、スクールカウンセラーによる児童・生徒への啓発や教員への講習等に取り組みしましょう。
- ・ さらに、いじめの早期解消のためには、組織的かつ迅速な対応が不可欠です。「学校いじめ対策組織」を実行性のある組織にしましょう。

長期欠席（不登校）への対応

- ・ 「不登校はどの子どもにも起こりうる」ということを改めて認識し、一人ひとりの「教育的ニーズ」に寄り添い、チームで組織的に取り組みましょう。
すべての子どもが安心感、充実感を得られる授業づくりや学級づくりを行うなど、全教職員の共通認識の下、「魅力ある学校づくり」に取り組むとともに、休み始めの子どもには、躊躇することなく積極的にかかわっていくことが必要です。
- ・ さらに、不登校の子どもには、心理や福祉・医療等の関係機関に加え、教育支援センターやフリースクール等の学校外の学びの場とも連携を図り、多様な学びの一つとして積極的に「出席扱い」とするとともに、ICTを効果的に活用する等、粘り強く支援を継続することが重要です。

部活動の充実

- ・ 各市町村教育委員会の「部活動の方針」に則り、地域との連携やICTの活用等も図りながら、適切な部活動の運営を行いましょ。
- ・ 学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化活動を行い、教職員の負担が過度にならないよう持続可能な運営体制を整えるとともに、休日部活動の地域移行についても検討しましょう。

かながわ元気な学校ネットワークの推進

県教育委員会では、学校の「元気」の持続・向上を願い、学校の日々の実践をできるだけ多くの方に知ってもらい、子どもたちとよりかかわっていただきたいという思いから、指導主事を学校に派遣し、元気な学校づくり通信「はにい」、そして神奈川新聞での記事「教室に行こう」の連載に取り組んでいます。

普段の授業で交わされる児童・生徒の何気ない対話などの描写を通じて、多くの教職員や保護者、広く県民の方々に感じ取っていただきたいのは、その一場面を導き出した、**教員の授業にかける思いや、日頃からの児童・生徒とのかかわり**です。

学校・家庭・地域の協働がますます深まり、県内各地で子どもたちの笑顔を導く「元気な学校ネットワーク」が築かれるよう、県教育委員会では、市町村教育委員会とともに、今後も取組を進めていきます。



○かながわ教育ビジョンに基づく「人づくり」

神奈川県教育委員会では、明日のかながわを担う人づくりを進めるため、本県の教育の総合的な指針となる「かながわ教育ビジョン」を、平成19年8月に策定（平成27年10月4・5章改定、令和元年10月5・6章改定）しました。

この教育ビジョンは、夢や希望の実現に向けた自分づくりを支援していく営みを「人づくり」ととらえ、一人ひとりの成長の過程で、様々な立場の人々が役割と責任を自覚して人づくりにかかわり、協働と連携を進めることで、生涯を通じた人づくりをめざしていくことを基本的な考え方としています。

以下、教育ビジョンの概要を示していますが、このビジョンは「令和5年度 学校運営・教育指導の重点」の基本となりますので、改めて教職員一人ひとりが確認し、日々の教育活動の中で、この理念等を具体化するよう取り組んでください。

第1章 教育ビジョン策定の背景

第2章 基本理念・教育目標

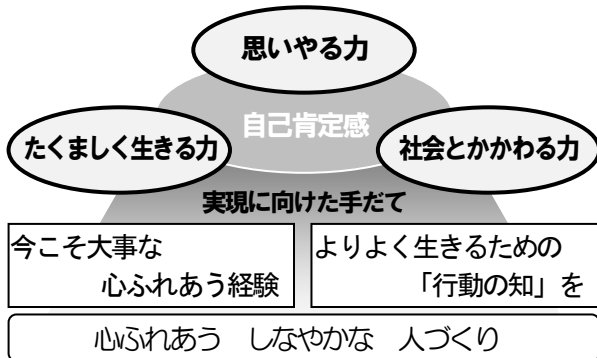
〔基本理念〕

未来を拓く・創る・生きる

人間力あふれる

かながわの人づくり

〔教育目標（めざすべき人間力像）〕



第3章 人づくりの視点

人の発達段階を通じた各主体のかかわり

(乳・幼児期)

健全な心身と生活の基礎を培う段階

(児童・青年期)

自分らしさを探求する段階

「つむぐ おりなす」
協働による
取組みの推進

(円熟期)

豊かな人生を探求する円熟の段階

(成人期)

社会的・経済的に自立する段階

家庭 地域 学校 企業 市町村 県

(各主体)

第4章 展開の方向（平成27年10月改定）

（人づくりを展開する上での県の方向性を体系的に整理）

基本方針

1. かながわの教育力を生かした生涯にわたる自分づくりの取組みを進めます
2. 新たな教育コミュニティを創造し、活力ある地域づくりを進めます
3. 少子化などに対応した家庭での子育て・教育を支える社会づくりを進めます
4. 子ども一人ひとりの個性と能力を大切に、共に成長する場としての学校づくりを進めます
5. 生涯にわたる自分づくりを支援する地域・家庭・学校をつなぐ教育環境づくりを進めます

第5章 重点的な取組み（令和元年10月改定）

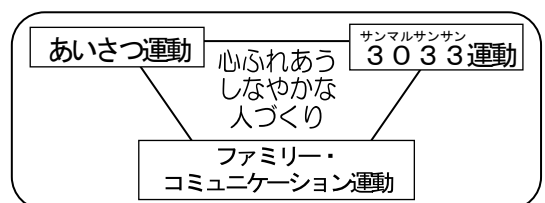
（今後の県の重点的な取組みを明示）

- I. 生涯学習社会における人づくり
- II. 共生社会づくりにかかわる人づくり
- III. 学びを通じた地域の教育力の向上
- IV. 子育て・家庭教育への支援
- V. 学び高め合う学校教育
- VI. 意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力と魅力にあふれた学校づくり
- VII. 県立学校の教育環境の改善
- VIII. 文化芸術・スポーツの振興

第6章 教育ビジョンの推進（令和元年10月改定）

- 県民と歩む教育ビジョンの推進
- 人づくりにかかわる様々な主体との協働・連携の拡大
- 行政改革・地方分権の取組みと一体となった教育行政の推進

学校や家庭、地域など、教育ビジョンを様々な主体と共有し、実効性のある人づくりを県民総ぐるみで進めていく「かながわ人づくり推進ネットワーク」に教育委員会も参加しています。



教育ビジョンを推進する心ふれあう3つの運動

<参考リンク> ※表記のないものは県教育委員会作成

<p>コンプライアンスの徹底・不祥事防止⇒p. 2 「神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針」</p> 	<p>教職員の人格的資質・情熱、指導力の向上⇒p. 2 「神奈川のめざすべき教職員像の実現に向けて」</p> 
<p>教員の働き方改革の推進⇒p. 2 「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」</p> 	<p>安全で安心な学校⇒p. 2 文部科学省「学校事故対応に関する指針」</p> 
<p>配慮を必要とする子どもへの支援⇒p. 3 「かながわ特別支援教育推進指針」</p> 	<p>「SOSの出し方に関する教育」⇒p. 3 「児童・生徒の自殺予防に向けたこころサポートハンドブック」</p> 
<p>「支援シート」を活用した連携の推進⇒p. 3 「つなぐ 切れ目ない支援『支援シート』の活用」</p> 	<p>「いのちの授業」の更なる推進⇒p. 3, 7 「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」</p> 
<p>「いのちの授業」の更なる推進⇒p. 3, 7 「概要版リーフレット」</p> 	<p>教育指導の重点⇒p. 4-9 「教育課程編成の指針」</p> 
<p>教育指導の重点⇒p. 4-9 「就学前教育に関する指導資料」</p> 	<p>健康な心と体づくり⇒p. 5 体力・運動能力の向上⇒p. 7 「かながわオリンピック・パラリンピック教育学習教材改訂版」</p> 
<p>全国学力・学習状況調査の活用⇒p. 6 「かながわの学びの充実・改善のために」</p> 	<p>指導と評価の一体化⇒p. 6 「カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価 学習評価資料集」</p> 
<p>指導と評価の一体化⇒p. 6 「教職員向けリーフレット」</p> 	<p>指導と評価の一体化⇒p. 6 「令和4年度版 児童・生徒、保護者の皆様へ 公立小学校・中学校における学習評価」</p> 
<p>児童・生徒一人ひとりのキャリア形成⇒p. 7 「かながわキャリア教育指導資料」</p> 	<p>「政治的教養を育む教育」の充実⇒p. 8 「『小・中学校における政治的教養を育む教育』指導資料」</p> 
<p>「政治的教養を育む教育」の充実⇒p. 8 「平成29年度～令和3年度実践協力校 指導事例集」</p> 	<p>国際理解教育の推進⇒p. 8 「外国につながるの児童・生徒への指導・支援の手引き ～多文化共生社会を目指して～」</p> 
<p>児童・生徒指導の推進⇒p. 8 「児童・生徒指導ハンドブック（小・中学校版）」</p> 	<p>かながわ元気な学校ネットワークの推進⇒p. 9 「元気な学校づくり通信『はにい』」</p> 
<p>かながわ元気な学校ネットワークの推進⇒p. 9 神奈川新聞社「教室に行こう」</p> 	<p>かながわ教育ビジョンに基づく「人づくり」⇒p. 10 「かながわ教育ビジョン 心ふれあう しなやかな 人づくり」</p> 



神奈川県

ともに生きる

神奈川県教育委員会教育局 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

子ども教育支援課 電話(045)210-1111 (代表) 内線 8217
特別支援教育課 電話(045)210-1111 (代表) 内線 8276
インクルーシブ教育推進課 電話(045)210-1111 (代表) 内線 8239
令和5年3月発行